

第 10 号議案

愛南町保健福祉センター条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町保健福祉センター条例の一部を改正する条例
愛南町保健福祉センター条例(平成21年愛南町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 愛南町児童発達支援センターの運営に関すること。

第4条第1項中「、午後1時30分」を「、月曜日、水曜日及び金曜日の午後1時30分」に、「午後6時」を「午後4時」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、同項第1号に規定する休館日において第3条第8号に規定する業務を行うことができる。

第15条第3項中「、第6条第3項」を「、第5条第3項並びに第6条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

城辺保健福祉センター浴室の開設日時を現状に合わせ改めるほか、児童発達支援センター事業の実施に伴い業務内容を追加する必要があるため。

<p>第10条第1項及び第11条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「町」とあるのは「町及び指定管理者」と、第12条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第10条第1項及び第11条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「町」とあるのは「町及び指定管理者」と、第12条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 略</p>
---	---